作業主任者の氏名と職務（労働安全衛生規則 第18条による掲示）

足場の組立て等作業主任者

氏名	
資格	技能講習（免許）の名称：　　修了証番号：
選任日	年　月　日
事業者・事業場	

行わせる事項（職務）

根拠：労働安全衛生規則 第566条

一　材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。

二　器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。

四　要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

職務の分担（同じ場所で2人以上を選任したとき・安衛則 第17条）

区域・時間帯・号ごとに：

職務の文は e-Gov 法令検索（2026年10月1日施行の版）の条文の各号をそのまま写しました。
作業主任者が交代したら、その日に張り替えてください。社内での印刷・配布・書き換えは自由です。

作業主任者の氏名と職務（労働安全衛生規則 第18条による掲示）

地山の掘削作業主任者

氏名	
資格	技能講習（免許）の名称：　　修了証番号：
選任日	年　月　日
事業者・事業場	

行わせる事項（職務）

根拠：労働安全衛生規則 第360条

一　作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。

二　器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

職務の分担（同じ場所で2人以上を選任したとき・安衛則 第17条）

区域・時間帯・号ごとに：

職務の文は e-Gov 法令検索（2026年10月1日施行の版）の条文の各号をそのまま写しました。
作業主任者が交代したら、その日に張り替えてください。社内での印刷・配布・書き換えは自由です。

作業主任者の氏名と職務（労働安全衛生規則 第18条による掲示）

土止め支保工作業主任者

氏名	
資格	技能講習（免許）の名称：　　修了証番号：
選任日	年　月　日
事業者・事業場	

行わせる事項（職務）

根拠：労働安全衛生規則 第375条

一　作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。

二　材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

職務の分担（同じ場所で2人以上を選任したとき・安衛則 第17条）

区域・時間帯・号ごとに：

職務の文は e-Gov 法令検索（2026年10月1日施行の版）の条文の各号をそのまま写しました。
作業主任者が交代したら、その日に張り替えてください。社内での印刷・配布・書き換えは自由です。

作業主任者の氏名と職務（労働安全衛生規則 第18条による掲示）

型枠支保工の組立て等作業主任者

氏名	
資格	技能講習（免許）の名称：　　修了証番号：
選任日	年　月　日
事業者・事業場	

行わせる事項（職務）

根拠：労働安全衛生規則 第247条

一　作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。

二　材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。

三　作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

職務の分担（同じ場所で2人以上を選任したとき・安衛則 第17条）

区域・時間帯・号ごとに：

職務の文は e-Gov 法令検索（2026年10月1日施行の版）の条文の各号をそのまま写しました。
作業主任者が交代したら、その日に張り替えてください。社内での印刷・配布・書き換えは自由です。

作業主任者の氏名と職務（労働安全衛生規則 第18条による掲示）

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者

氏名	
資格	技能講習（免許）の名称：　　修了証番号：
選任日	年　月　日
事業者・事業場	

行わせる事項（職務）

根拠：労働安全衛生規則 第517条の5

一　作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。

二　器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

職務の分担（同じ場所で2人以上を選任したとき・安衛則 第17条）

区域・時間帯・号ごとに：

職務の文は e-Gov 法令検索（2026年10月1日施行の版）の条文の各号をそのまま写しました。
作業主任者が交代したら、その日に張り替えてください。社内での印刷・配布・書き換えは自由です。

作業主任者の氏名と職務（労働安全衛生規則 第18条による掲示）

はい作業主任者

氏名	
資格	技能講習（免許）の名称：　　修了証番号：
選任日	年　月　日
事業者・事業場	

行わせる事項（職務）

根拠：労働安全衛生規則 第429条

一　作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。

二　器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。

三　当該作業を行なう箇所を通行する労働者を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。

四　はいくずしの作業を行なうときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。

五　第四百二十七条第一項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

職務の分担（同じ場所で2人以上を選任したとき・安衛則 第17条）

区域・時間帯・号ごとに：

職務の文は e-Gov 法令検索（2026年10月1日施行の版）の条文の各号をそのまま写しました。
作業主任者が交代したら、その日に張り替えてください。社内での印刷・配布・書き換えは自由です。

作業主任者の氏名と職務（労働安全衛生規則 第18条による掲示）

プレス機械作業主任者

氏名	
資格	技能講習（免許）の名称：　　修了証番号：
選任日	年　月　日
事業者・事業場	

行わせる事項（職務）

根拠：労働安全衛生規則 第134条

一　プレス機械及びその安全装置を点検すること。

二　プレス機械及びその安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。

三　プレス機械及びその安全装置に切替えキースイツチを設けたときは、当該キーを保管すること。

四　金型の取付け、取りはずし及び調整の作業を直接指揮すること。

職務の分担（同じ場所で2人以上を選任したとき・安衛則 第17条）

区域・時間帯・号ごとに：

職務の文は e-Gov 法令検索（2026年10月1日施行の版）の条文の各号をそのまま写しました。
作業主任者が交代したら、その日に張り替えてください。社内での印刷・配布・書き換えは自由です。

作業主任者の氏名と職務（労働安全衛生規則 第18条による掲示）

木材加工用機械作業主任者

氏名	
資格	技能講習（免許）の名称：　　修了証番号：
選任日	年　月　日
事業者・事業場	

行わせる事項（職務）

根拠：労働安全衛生規則 第130条

一　木材加工用機械を取り扱う作業を直接指揮すること。

二　木材加工用機械及びその安全装置を点検すること。

三　木材加工用機械及びその安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。

四　作業中、治具、工具等の使用状況を監視すること。

職務の分担（同じ場所で2人以上を選任したとき・安衛則 第17条）

区域・時間帯・号ごとに：

職務の文は e-Gov 法令検索（2026年10月1日施行の版）の条文の各号をそのまま写しました。
作業主任者が交代したら、その日に張り替えてください。社内での印刷・配布・書き換えは自由です。

作業主任者の氏名と職務（労働安全衛生規則 第18条による掲示）

有機溶剤作業主任者

氏名	
資格	技能講習（免許）の名称：　　修了証番号：
選任日	年　月　日
事業者・事業場	

行わせる事項（職務）

根拠：有機溶剤中毒予防規則 第19条の2

一　作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二　局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

三　保護具の使用状況を監視すること。

四　タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第二十六条各号（第二号、第四号及び第七号を除く。）に定める措置が講じられていることを確認すること。

職務の分担（同じ場所で2人以上を選任したとき・安衛則 第17条）

区域・時間帯・号ごとに：

職務の文は e-Gov 法令検索（2026年10月1日施行の版）の条文の各号をそのまま写しました。
作業主任者が交代したら、その日に張り替えてください。社内での印刷・配布・書き換えは自由です。

作業主任者の氏名と職務（労働安全衛生規則 第18条による掲示）

特定化学物質作業主任者

氏名	
資格	技能講習（免許）の名称：　　修了証番号：
選任日	年　月　日
事業者・事業場	

行わせる事項（職務）

根拠：特定化学物質障害予防規則 第28条

一　作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二　局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

三　保護具の使用状況を監視すること。

四　タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六条各号（第二号、第四号及び第七号を除く。）に定める措置が講じられていることを確認すること。

職務の分担（同じ場所で2人以上を選任したとき・安衛則 第17条）

区域・時間帯・号ごとに：

職務の文は e-Gov 法令検索（2026年10月1日施行の版）の条文の各号をそのまま写しました。
作業主任者が交代したら、その日に張り替えてください。社内での印刷・配布・書き換えは自由です。

作業主任者の氏名と職務（労働安全衛生規則 第18条による掲示）

石綿作業主任者

氏名	
資格	技能講習（免許）の名称：　　修了証番号：
選任日	年　月　日
事業者・事業場	

行わせる事項（職務）

根拠：石綿障害予防規則 第20条

一　作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二　局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

三　保護具の使用状況を監視すること。

職務の分担（同じ場所で2人以上を選任したとき・安衛則 第17条）

区域・時間帯・号ごとに：

職務の文は e-Gov 法令検索（2026年10月1日施行の版）の条文の各号をそのまま写しました。
作業主任者が交代したら、その日に張り替えてください。社内での印刷・配布・書き換えは自由です。

作業主任者の氏名と職務（労働安全衛生規則 第18条による掲示）

酸素欠乏危険作業主任者（第一種酸素欠乏危険作業）

氏名	
資格	技能講習（免許）の名称：　　修了証番号：
選任日	年　月　日
事業者・事業場	

行わせる事項（職務）

根拠：酸素欠乏症等防止規則 第11条第2項

一　作業に従事する労働者が酸素欠乏の空気を吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二　その日の作業を開始する前、作業に従事するすべての労働者が作業を行う場所を離れた後再び作業を開始する前及び労働者の身体、換気装置等に異常があつたときに、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を測定すること。

三　測定器具、換気装置、空気呼吸器等その他労働者が酸素欠乏症にかかることを防止するための器具又は設備を点検すること。

四　空気呼吸器等の使用状況を監視すること。

職務の分担（同じ場所で2人以上を選任したとき・安衛則 第17条）

区域・時間帯・号ごとに：

職務の文は e-Gov 法令検索（2026年10月1日施行の版）の条文の各号をそのまま写しました。
作業主任者が交代したら、その日に張り替えてください。社内での印刷・配布・書き換えは自由です。

作業主任者の氏名と職務（労働安全衛生規則 第18条による掲示）

酸素欠乏危険作業主任者（第二種酸素欠乏危険作業）

氏名	
資格	技能講習（免許）の名称：　　修了証番号：
選任日	年　月　日
事業者・事業場	

行わせる事項（職務）

根拠：酸素欠乏症等防止規則 第11条第3項（第2項の読み替え）

一　作業に従事する労働者が酸素欠乏等の空気を吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二　その日の作業を開始する前、作業に従事するすべての労働者が作業を行う場所を離れた後再び作業を開始する前及び労働者の身体、換気装置等に異常があつたときに、作業を行う場所の空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定すること。

三　測定器具、換気装置、空気呼吸器等その他労働者が酸素欠乏症等にかかることを防止するための器具又は設備を点検すること。

四　空気呼吸器等の使用状況を監視すること。

第3項の読み替え（酸素欠乏→酸素欠乏等、酸素→酸素及び硫化水素、酸素欠乏症→酸素欠乏症等）を当てはめた文です。

職務の分担（同じ場所で2人以上を選任したとき・安衛則 第17条）

区域・時間帯・号ごとに：

職務の文は e-Gov 法令検索（2026年10月1日施行の版）の条文の各号をそのまま写しました。
作業主任者が交代したら、その日に張り替えてください。社内での印刷・配布・書き換えは自由です。

作業主任者の氏名と職務（労働安全衛生規則 第18条による掲示）

[　　] 作業主任者

氏名	
資格	技能講習（免許）の名称：　　修了証番号：
選任日	年　月　日
事業者・事業場	

行わせる事項（職務）

一

二

三

四

五

六

職務は、作業ごとの規則の「次の事項を行わせなければならない」の各号を、言葉を変えずに写します。

職務の分担（同じ場所で2人以上を選任したとき・安衛則 第17条）

区域・時間帯・号ごとに：

職務の文は e-Gov 法令検索（2026年10月1日施行の版）の条文の各号をそのまま写しました。
作業主任者が交代したら、その日に張り替えてください。社内での印刷・配布・書き換えは自由です。